

# 新十津川町地球温暖化対策実行計画

【新十津川町の事務・事業における二酸化炭素削減計画】

平成22年2月

新十津川町

# 目 次

第1章 計画の基本的事項	1
1 計画策定の背景	1
2 計画の目的	1
3 計画の基準年度及び期間	1
4 計画の範囲	2
(1) 計画の対象となる事務・事業の範囲	2
(2) 計画の対象となる施設等	2
第2章 温室効果ガスの種類	3
第3章 計画の目標	4
1 温室効果ガスの算定方法	4
2 温室効果ガスの排出状況	4
3 温室効果ガスの排出削減目標	5
第4章 計画を推進する取組	6
1 直接効果が把握できる取組	6
(1) 電気使用量の削減	6
(2) 施設の燃料使用量の削減	6
(3) 公用車等車両の燃料使用量の削減	6
(4) 備品等の新規購入又は更新	6
(5) 施設の新築又は改築	7
(6) 町有林等の整備及び保全並びに利用	7
2 間接的に効果がある取組	7
(1) 用紙類	7
(2) 事務用品	7
(3) 水道	7
(4) ゴミの減量及びリサイクルの推進	7
第5章 計画の推進及び点検・評価並びに公表	8
1 計画の推進体制	8
(1) 推進本部	8
(2) 事務局	8
(3) 職員に対する啓発等	8
2 計画の点検・評価	9
(1) 点検方法	9
(2) 点検結果の集約	9
(3) 総排出量に対する評価	9
3 計画の公表	9

## 第1章 計画の基本的事項

### 1 計画策定の背景

地球温暖化は、人間の活動により大気中における二酸化炭素等の温室効果ガス濃度が増加することに伴い、太陽からの日射及び地表面から放射する熱の一部がバランスを超えて温室効果ガスに吸収されることにより、地表面の温度が上昇する現象です。

急激な気温の上昇に伴う地球環境への影響としては、海面水位の上昇に伴う陸域の減少、豪雨や干ばつ等の異常現象の増加、生態系への影響や砂漠化の進行、農業生産や水資源への影響、マラリア等熱帯性の感染症発生数の増加などが挙げられており、私たちの生活に甚大な被害が及ぶ可能性が指摘されています。

地球温暖化防止に関する対策として、国際的には、平成9年12月に京都で開催された地球温暖化防止京都会議において、温室効果ガスの削減に向け取り組むことが確認され、京都議定書が採択されました。この中で、我が国については、平成20年から平成24年の第1約束期間に温室効果ガスの総排出量を、平成2年時点と比べ6パーセント削減する目標が定められました。

この国際的動きを受け、我が国では、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）が平成10年10月に公布され、平成11年4月に施行されました。この法律は、地球温暖化対策への取組として、国、地方公共団体、事業者及び国民それぞれの責務を明らかにするとともに、国及び地方公共団体の実施計画の策定、事業者による算定報告公開制度等、各主体の取組を促進するための法的枠組みを整備するものとなっています。

また、地球温暖化対策に関する具体的な取組については、平成10年6月に地球温暖化対策推進大綱（旧大綱）、平成14年3月には新大綱が策定され、その後、京都議定書の発効を受けて、平成17年4月に京都議定書目標達成計画が定められました。

地球温暖化対策の推進に関する法律第20条の3第1項の規定により、都道府県及び市町村は、京都議定書目標達成計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務・事業に関し、温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する実行計画を策定することが義務付けられるとともに、同条第10項の規定により、実行計画に基づく措置の実施状況を公表しなければならないとされました。

本町においても、温室効果ガスの排出抑制等のための措置に関する実行計画を策定し、本町の事務・事業による温室効果ガス排出量の削減に率先して取り組みます。

### 2 計画の目的

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法」という。）第20条の3及び京都議定書目標達成計画に基づき、本町の事務・事業に関し、温室効果ガスの排出の抑制等の措置により、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とする。

### 3 計画の基準年度及び期間

本計画の基準年度は平成20年度とし、期間は平成22年度から平成26年度までの5年間とします。

#### 4 計画の範囲

##### (1) 計画の対象となる事務・事業の範囲

本計画は、指定管理者制度等により実施する事務・事業を除く地方自治法（昭和22年法律第67号）の定めるところによる本町の事務・事業のすべてを対象とします。

また、指定管理者制度等により実施する事務・事業については、温室効果ガスの排出の抑制等の措置が可能なものについては、指定管理者等に対して必要な措置を講ずるよう要請することとします。

##### (2) 計画の対象となる施設等

本計画は、本町のすべての施設等を対象とし、その主なものは次のとおりとします。

##### 計画の対象となる施設等

所 管	対 象 施 設 等
総 務 課	役場庁舎 行政区自治会館 バス待合所 防災センター 車庫 一般公用車
住 民 課	一般廃棄物最終処分場 共同墓地 弥生霊園 橋本検問所 花月検問所 花月公衆トイレ 大和公衆トイレ 交通安全車両
保健福祉課	総合健康福祉センター 児童館 福祉車両車庫 福祉車両
産業振興課	町営牧場 ふるさと公園 吉野公園 吉野駐車場公園 文化伝習館 新十津川物語記念館 水防倉庫 吉野地区活性化センター
建 設 課	公共下水道施設 農業集落排水処理施設 新十津川ダム 徳富川頭首工 青葉公園 みどり公園 橋本公園 中央公園 北中央公園 菊水児童公園 さくら公園 あじさい公園 菊水公園 カトレア公園 文京児童公園 文京ふれあい公園 花月農村公園 石狩川徳富河川緑地 志寸島排水機場 弥生排水機場 下徳富第1排水機場 下徳富第2排水機場 公営住宅 特定公共賃貸住宅 町有住宅 除雪センター 建設車両
教育委員会	農村環境改善センター 町立小学校 町立中学校 給食センター 図書館 開拓記念館 町民体育館 スポーツセンター そっち岳スキー場 スクールバス車庫 スクールバス

## 第2章 温室効果ガスの種類

人為的に発生する温室効果ガスとしては、燃料の燃焼に伴う二酸化炭素の寄与が最も多いが、それ以外にもさまざまな発生源から排出されています。

温室効果ガスの種類

ガスの種類	人為的な発生源	主な対策
二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> )	産業、民生、運輸部門などにおける燃料の燃焼に伴うものが全温室効果ガスの9割程度を占め、温暖化の影響が大きい。	エネルギー利用効率の向上やライフスタイルの見直しなど
メタン (CH <sub>4</sub> )	稲作、家畜の腸内発酵などの農業部門から出るものが半分以上を占め、廃棄物の埋立てからも2～3割を占める。	埋立量の削減など
一酸化二窒素 (N <sub>2</sub> O)	燃料の燃焼に伴うものや農業部門からの排出がそれぞれ3～4割を占める。	高温燃焼、触媒の改良など
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	エアゾール製品の噴射剤、カーエアコンや冷蔵庫の冷媒、断熱発泡剤などに使用されている。	回収、再利用、破壊の推進、代替物質、技術への転換等
パーフルオロカーボン (PFC)	半導体等製造用や電子部品などの不活性液体などとして使用されている。	製造プロセスでの回収等や、代替物質、技術への転換等
六ふっ化硫黄 (SF <sub>6</sub> )	変電設備に封入される電気絶縁ガスや半導体等製造用などとして使用されている。	(絶縁ガス) 機器点検時、廃棄時の回収、再利用、破壊等 (半導体) 製造プロセスでの回収等や代替物質、技術への転換等

※ 「主な対策」は、将来的な技術開発の結果見込まれるものを含む。

### 第3章 計画の目標

#### 1 温室効果ガスの算定方法

温室効果ガスの排出量は、ガス排出量に各ガスの地球温暖化係数を乗じ、これを合算することにより求めます。

#### 2 温室効果ガスの排出状況

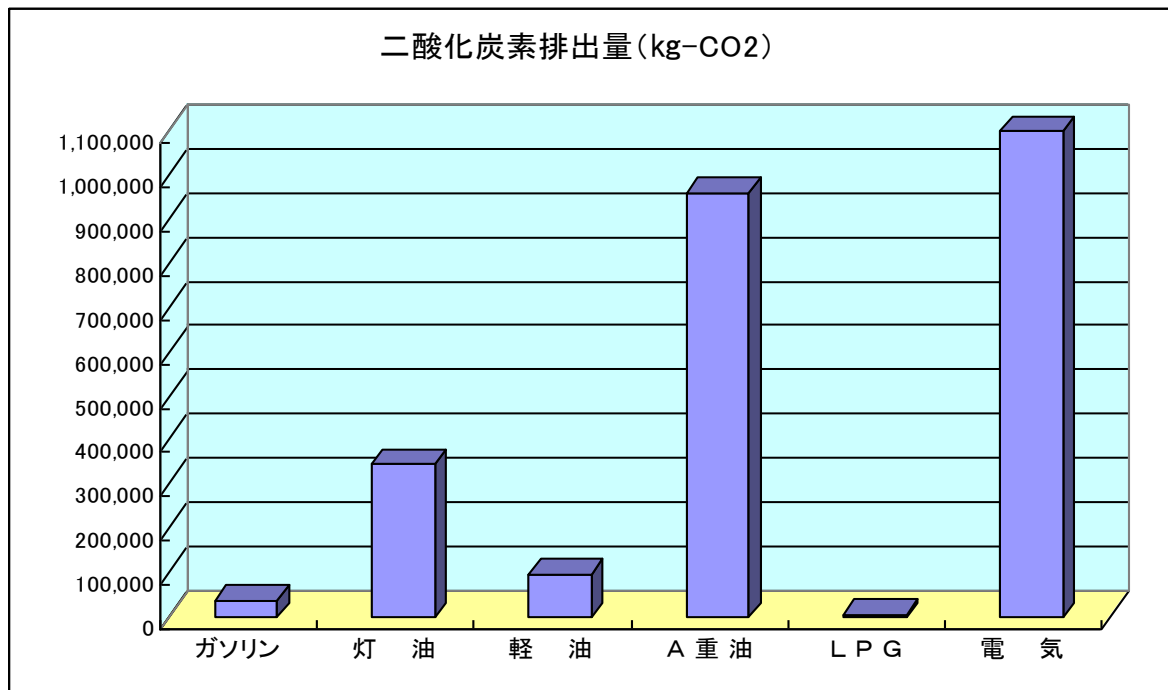
温室効果ガスの排出量を算定するに当たり、平成20年度における本町の事務・事業全般を対象として、当面、二酸化炭素を重点的に調査することとし、各施設、車両等の燃料及び電気の使用量を二酸化炭素の排出量に換算し、算出します。

町の事務・事業から排出される二酸化炭素排出量

【平成20年度：基準年】

区 分	使 用 量		二酸化炭素排出量 (単位：k g - C O 2)	割 合
ガソリン	16,335	L	37,925	1.5%
灯 油	139,409	L	347,057	13.3%
軽 油	37,200	L	97,437	3.7%
A 重油	355,200	L	962,461	36.9%
L P G	2,469	k g	7,410	0.3%
電 気	2,084,900	k w h	1,157,120	44.3%
合 計			2,609,410	100.0%

備考 L P Gの使用量については、単位に $m^3$ を用いた場合がほとんどであったが、発熱量換算（ $1\text{ kg}=0.495\text{ m}^3$ ）し、単位をkgに統一して算出した。



### 3 温室効果ガスの排出削減目標

本計画の基準年度である平成20年度における本町の事務・事業に伴い排出された二酸化炭素の量は、約2,610トンです。

削減目標については、基準年度と比較し、小学校の統合、指定管理者への移行等の状況の変化を勘案し、その施設分を削減目標値に含み、目標年度である平成26年度における二酸化炭素の排出量を、基準年度の排出量と比較して約23パーセント削減することとします。

区 分	使 用 量				二 酸 化 炭 素 排 出 量 (単位：k g - C O 2)	
	基準年度 平成20年度		目標年度 平成26年度		基準年度 平成20年度	目標年度 平成26年度
ガソリン	16,335	L	15,865	L	37,925	36,834
灯油	139,409	L	74,359	L	347,057	185,116
軽油	37,200	L	37,139	L	97,437	97,277
A重油	355,200	L	298,200	L	962,461	808,012
LPG	2,469	kg	2,405	kg	7,410	7,218
電気	2,084,900	kwh	1,575,900	kwh	1,157,120	874,625
合 計					2,609,410	2,009,082

#### 《削減目標》

削減量	600,328 (k g - C O 2)
削減割合	23.0%

## 第4章 計画を推進する取組

本町の事務・事業に関する二酸化炭素等の環境負荷の削減に向けた取組を、次のとおりとします。

### 1 直接効果が把握できる取組

#### (1) 電気使用量の削減

- ア 効果的かつ計画的な事務処理に努め、夜間の残業の削減を図ることにより照明の点灯時間の削減に努めます。
- イ 昼休みの消灯及び勤務時間外の不必要箇所の消灯を行います。
- ウ トイレ、調理室等に利用者がいない場合は、消灯します。
- エ 退庁時に身の回りの電気器具の電源が切られていることを確認します。
- オ OA機器等の電源をこまめに切るように努めます。
- カ 勤務終了後の早期退庁を奨励します。
- キ 電気製品を購入する際には、省エネタイプを購入します。

#### (2) 施設の燃料使用量の削減

- ア 事務室等の冷暖房については、冷房セ氏28度、暖房セ氏20度を目安として温度管理を行う。
- イ 施設の冷暖房については、利用状況に応じた管理を行います。
- ウ 外気の導入、換気の奨励等、室内温度の調整を図ります。
- エ クールビズ及びウォームビズを推進します。

#### (3) 公用車等車両の燃料使用量の削減

- ア 急発進、急加速、空ぶかし等は行わず、経済走行に努めます。
- イ 車両の適正な整備及び管理を行い、排気ガスの削減に努めます。
- ウ 公用車等から離れるときは必ずエンジンを切り、必要以上のアイドリングは控えます。
- エ 荷物の積み降ろし、人待ち等の際は、エンジンを切ります。
- オ 走行ルート合理化、相乗り等により効率的な利用を図ります。
- カ 不要な荷物を積まないようにします。
- キ 公用車の更新については、小型車又は低燃費車の導入を図るとともに、ハイブリットカーへの移行を検討します。

#### (4) 備品等の新規購入又は更新

- ア 備品等の新規購入又は更新をするときは、省エネルギータイプで環境負荷の少ないものの購入に努めます。
- イ 詰め替え可能な製品、リサイクル可能な製品等の購入を推進します。
- ウ 部品の交換修理が可能な製品、保守・修理サービス期間の長い製品、機能拡張性の高い製品等、長期使用が可能な製品の購入を推進します。



(5) 施設の新築又は改築

- ア 施設の新築又は改築をするときは、環境に配慮した工事を実施するとともに、環境負荷の低減に配慮した施設等を整備し、適正な管理に努めます。
- イ 施設の新築又は改築をするときは、自然との共生に配慮するとともに、自然エネルギーの有効利用を検討します。

(6) 町有林等の整備及び保全並びに利用

- ア 豊かな森林資源を適切に管理し、継続的な森林吸収源の確保及び拡大を図ります。
- イ 都市公園等の緑地の整理及び保全を適正に行います。

## 2 間接的に効果がある取組

(1) 用紙類

- ア コピー用紙等の用紙については、古紙配合率の高い用紙を購入します。
- イ 会議資料等の少量化及び送付文書の電子化並びに事務手続の簡素化に努めます。
- ウ 資料等の複写に際しては、必要性を十分に吟味し安易な複写を避けるとともに、両面印刷及び不要紙の裏面使用を徹底します。
- エ フォルダー、封筒等の再利用に努めます。
- オ 庁内LAN、電子メール等の活用によりペーパーレス化を推進します。

(2) 事務用品

- ア 詰め替え可能な製品、リサイクル可能な製品等の購入に努めます。
- イ 環境ラベリング（エコマーク、グリーンマーク等）対象製品の購入に努めます。

(3) 水道

- ア 日常的に節水を徹底します。
- イ 日ごろから水漏れの点検に努めます。
- ウ 節水型機器の導入について検討します。

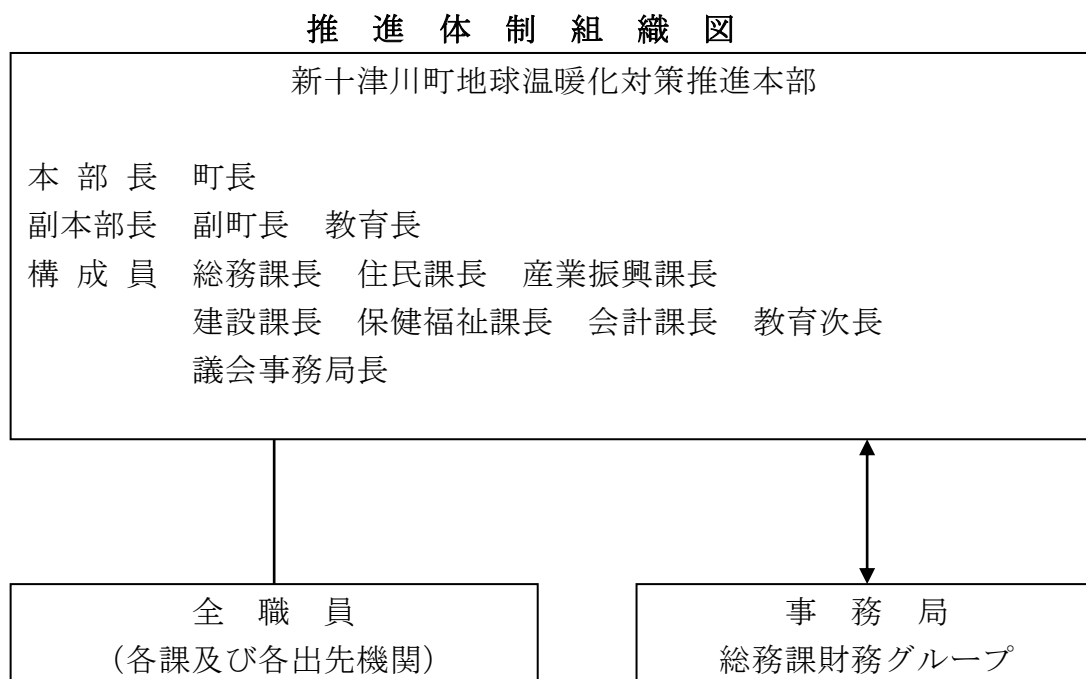
(4) ゴミの減量及びリサイクルの推進

- ア 物品の再利用及び修理による長期利用に努め、ゴミの減量化を図ります。
- イ 古紙、缶類、瓶類、ペットボトル等の分別及びリサイクルを徹底します。
- ウ 機密文書については、機密の確保されたリサイクルを図ります。
- エ 使い捨て容器等の購入は、極力控えます。

## 第5章 計画の推進及び点検・評価並びに公表

### 1 計画の推進体制

推進本部を設置し、全職員の連携の下、計画の着実な推進及び進行管理を行います。



#### (1) 推進本部

町長を本部長、副町長・教育長を副本部長とし、課長職職員を構成員として組織し、計画の見直し及び推進点検を行います。

構成員である課長職職員は、それぞれの課等における推進責任者として、計画の趣旨、内容を職員に周知徹底し、計画を率先して実行するとともに、実践しやすい環境づくりに努め、所属内での計画の推進及び進ちよく状況の把握を行い、並びに事務局と調製し、総合的な計画の推進を図ります。

#### (2) 事務局

事務局を総務課財務グループに置き、全体計画の推進及び進ちよく状況を把握し、総合的な進行管理を行います。

#### (3) 職員に対する啓発等

職員を対象に次の事業を実施し、地球温暖化対策に関する啓発活動を計画的に行うとともに、環境負荷の削減に必要な情報を提供し、職員一人一人が地球温暖化対策に積極的に取り組むために必要な支援を行います。

ア 環境全般に関する意識向上を図るための研修会

イ 庁内LAN等を活用した環境に関する情報の発信

## 2 計画の点検・評価

推進本部は、把握した計画の推進状況を点検評価し、各年度の状況を翌年度の6月末までに取りまとめます。

### (1) 点検方法

総排出量について、施設別にどれだけ温室効果ガスを排出したか点検します。

### (2) 点検結果の集約

温室効果ガスごとの排出量及び温室効果ガスの総排出量を算出します。

### (3) 総排出量に対する評価

総排出量を基準年度と比較し、その増減の原因等を分析するとともに、目標達成の実現について考察します。

## 3 計画の公表

計画の進捗状況及び点検・評価の結果については、町広報誌、ホームページ等により公表します。